

確認等に係る監査資料（特定地域型保育事業者）

添付書類

- (1) 運営規程 (2) 全体的な計画

記入上の注意事項

- 指導監査事項の各項目ごとに、当該施設の前年度実績又は資料作成日現在の状況に基づいて記載すること。
- 「自己点検」欄は下記の基準でプルダウンメニューを選択または必要事項を記載すること。
A→実施できている、B→実施できているが不十分、C→実施できていない
- 記入欄は、必要に応じ適宜使用すること。ただし、※（適・要検討・否）には○印をつけないこと。

施設名		運営主体	
所在地	(〒) 新潟市 (TEL: FAX:)	運営主体代表者氏名	
所長（園長）名		資料作成日現在の 入所児童数 / （定員）	人 / （ 人）
事業認可日	年 月 日	資料作成日	年 月 日
監査日	年 月 日	福祉サービス第三者評価又は ISO9001の直近の受審日 ※受審がある場合に記入	年 月 日

本資料中の法令、通知等の略称は次のとおりである。

- 運営基準 平成26年10月7日新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
 法 平成24年8月22日法律第65号子ども・子育て支援法
 施行規則 平成26年6月9日内閣府令第44号子ども・子育て支援法施行規則

1. 特定地域型保育事業の質の確保に関する項目

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
1 一般原則	<p>(1) 良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指しているか。</p> <p>(2) 当該特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子ども(以下「就学前子ども」という。)の意思及び人格を尊重して、常に就学前子どもの立場に立って特定地域型保育を提供するよう努めているか。</p> <p>(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(4) 当該特定地域型保育事業を利用する就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めているか。</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第3条第1項 (適切な環境)
		A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第3条第2項 (意思、人格の尊重)
		A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第3条第3項 (地域・家庭との結びつき他施設との密接な連携)
		A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第3条第4項 (人権の擁護、虐待の防止等)
2 利用定員	<p>(1) 家庭的保育事業の利用定員は1人以上5人以下、小規模保育事業A型及びB型の利用定員は6人以上19人以下、小規模保育事業型C型の利用定員は6人以上10人以下(経過措置の間は15人)、居宅訪問型保育事業の利用定員は1人としているか。</p> <p>(2) 3号認定子どもの利用定員を、満1歳に満たない就学前子ども及び満1歳以上の就学前子どもに区分して定めているか。(事業所内保育事業の場合は、従業員枠、地域枠それぞれ)</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第37条第1項(利用定員) 運営基準附則第4条(利用定員に関する経過措置)
		A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第37条第2項(利用定員)
3 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、あらかじめ、次の事項を文書により説明し、同意を得ているか。</p> <p>①運営規程の概要</p> <p>②連携施設の種類、名称、及び連携協力の概要</p> <p>③職員の勤務体制</p> <p>④利用者から支払いを受ける費用に関する事項</p> <p>⑤その他保育の選択に資すると認められる重要事項</p> <p>(2) 利用申込者の申出(承諾)により、上記の文書を次の方法に代えて行う場合、適切な方法で行っているか。</p> <p>①インターネット</p> <p>②電子記録媒体</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第38条第1項 (利用申込者への説明内容及び同意)
		A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第5条第2項から第6項の準用(第38条第2項) (文書公布以外の方法)

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
4 正当な理由のない提供拒否の禁止等 ※事業所内保育事業所の従業員枠のみ	(1) 利用申込みを受けたときは、正当な理由がなく拒んでいないか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		運営基準第39条第1項 (正当な理由)
	(2) 3号認定子どもの利用申し込みが利用定員を超える場合は、認定に基づき、保育の必要の程度、家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる3号認定子どもが優先的に利用することができるよう選考しているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		運営基準第39条第2項 (3号認定子どもの選考方法)
	(3) (2)の選考方法はあらかじめ利用申込者に明示されているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		運営基準第39条第3項
	(4) 地域型保育の提供体制の確保が困難な場合、その他保育を提供することが困難な場合は、連携施設の他、適切な施設等を紹介するなどの措置を速やかに行っているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		運営基準第39条第4項
5 あっせん、調整及び要請に対する協力	(1) 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		運営基準第40条第1項 (市が行うあっせん等)
	(2) 3号認定子どもに係る施設の利用で、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合も含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		運営基準第40条第2項 (利用調整等)
6 受給資格等の確認	特定教育・保育の提供をする場合は、必要に応じて支給認定証により教育・保育給付認定の有無・就学前子どもの区分・有効期間及び保育必要量等を確かめているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		運営基準第8条の準用(第50条) (支給認定証等の確認)
7 教育・保育給付認定の申請に係る援助	(1) 教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるように必要な援助をしているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		運営基準第9条第1項の準用(第50条)
	(2) 教育・保育給付認定保護者が教育・保育給付認定の変更を行う場合、教育・保育給付認定の有効期限満了日の30日前に申請が行われるように必要な援助をしているか。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		運営基準第9条第2項の準用(第50条) (教育・保育給付認定の変更)
8 心身の状況等の把握	教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用状況等の把握をしているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		運営基準第41条
9 小学校等との連携	特定地域型保育の提供が終了した教育・保育給付認定子どもの、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者において継続的に提供される教育・保育が円滑に行われるよう密接な連携に努めているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		運営基準第11条の準用(第50条)
10 特定地域型保育の提供の記録	特定地域型保育を提供した場合は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		運営基準第12条の準用(第50条)

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
11 特定教育・保育施設等との連携	<p>(1) 特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(連携施設)を適切に確保しているか。</p> <p>(集団保育) ①特定地域型保育の提供を受けている教育・保育給付認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ※利用定員20人以上の事業所内保育事業者(以下「保育所型事業所内保育事業者」という。)を除く。</p> <p>(代替保育) ②必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇その他の理由により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。 ※保育所型事業所内保育事業者を除く。</p> <p>(卒園後の受皿) ③特定地域型保育の提供を受けていた教育・保育給付認定子どもを、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。(事業所内保育事業の場合は、地域枠の教育・保育給付認定子どもに限る) ※保育所型事業所内保育事業者で、満3歳以上児の幼児を保育している場合(市長が適当と認めるもの)を除く。</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)		<p>運営基準第42条第1項 (連携施設の確保)</p> <p>運営基準第42条第7項 (保育所型事業所内保育事業者の除外)</p> <p>運営基準第42条第2項、第3項 (代替保育における連携確保義務の緩和)</p> <p>運営基準第42条第7項 (保育所型事業所内保育事業者の除外)</p> <p>運営基準第42条第4項、第5項 (卒園後の受け皿における連携確保義務の緩和)</p> <p>運営基準第42条第8項 (2号認定子どもの保育を行う保育所型事業所内保育事業者の除外)</p>
※(2)回答不要 (新潟市該当なし)	<p>(2) 居宅訪問型保育事業を行う者は、障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合は、障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しているか。</p>				<p>運営基準第42条第6項 (障がい児入所施設の確保)</p>
	<p>(3) 特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めているか。</p>				<p>運営基準第42条第9項 (密接な連携)</p>

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
12 利用者負担額等の受領 ※(2)回答不要 (新潟市該当なし)	(1) 特定地域型保育を提供した場合、教育・保育給付認定保護者から利用者負担額(保育料)の支払いを受けているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第43条第1項(保育料)
	(2) 法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から次の事項により特定地域型保育費用基準額の支払いを受けているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第43条第2項(法定代理受領を受けない場合)
	(3) 教育・保育給付認定保護者から、特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価を特定地域型保育に要する費用と特定地域型保育費用基準額との差額の範囲内で支払いを受けているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第43条第3項(上乗せ徴収)
	(4) 教育・保育給付認定保護者から、特定地域型保育で提供される便宜に要する費用のうち、適正な額の次の費用の支払いを受けているか。 ①日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用 ②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ③特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④①から③までに掲げるほか、特定地域型保育で提供される便宜に要する費用のうち、通常必要とされる費用であって、教育・保育給付認定保護者が負担することが適当と認めるもの。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第1	運営基準第43条第4項(実費徴収)
	(5) (1)から(4)までの費用の支払いを受けた場合は、領収書を教育・保育給付認定保護者に交付しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第43条第5項(領収証の交付)
	(6) (3)及び(4)の支払いを求める場合は、あらかじめ、用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に当該費用の支払を求める理由を書面で明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対し説明を行い、文書による同意を得ているか。ただし、(4)の支払いの同意は文書を要しない。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第43条第6項(書面による説明及び文書による同意)

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
13 地域型保育給付費等の額に係る通知等	(1) 法定代理受領により地域型保育給付費等(特例地域型保育給付費も含む。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に地域型保育給付費の額を通知しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第14条第1項の準用(第50条) (法定代理受領とは、市町村が保護者に支給する地域型保育給付を直接、施設が受領すること。)
	(2) 法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の支払を受けた場合は、提供した特定地域型保育の内容、費用その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に交付しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第14条第2項の準用(第50条)
14 特定地域型保育の取扱方針	保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第44条
15 特定地域型保育に関する評価等	(1) 自ら行う特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第45条第1項 (自己評価、改善)
	(2) 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図よう努めているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第45条第2項 (公表)
16 相談及び援助	常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第17条の準用(第50条)
17 緊急時等の対応	職員は、教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第18条の準用(第50条)
18 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第19条の準用(第50条) (不正な行為による受給)

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
19 運営規程	<p>次の①から⑩までに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する特定地域型保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④特定地域型保育を行う日及び時間、行わない日</p> <p>⑤教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及び額</p> <p>⑥利用定員</p> <p>⑦利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(「4.利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の基準の(2)の選考方法を含む。)</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第46条
20 勤務体制の確保等	<p>(1) 教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるように、事業所ごとに職員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 特定地域型保育を当該特定地域型保育事業所の職員によって提供しているか。ただし、教育・保育給付認定子どもに対し、直接影響を及ぼさない業務はこの限りではない。</p> <p>(3) 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第47条第1項
		A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第47条第2項
		A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第47条第3項
21 定員の遵守	<p>利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行っていないか。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第48条

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
22 掲示	特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第23条の準用（第50条）
23 教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	(1) 教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、性別、社会的身分、障がいの有無又は特定地域型保育に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第24条の準用（第50条）
24 虐待等の禁止	(1) 職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、次の①から④までに掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 ①身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。 ③著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④教育・保育給付認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の教育・保育給付認定子どもによる上記①～③に掲げる行為の放置その他の職員としての保育又は業務を著しく怠ること。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第25条の準用（第50条） （児童福祉法第33条の10各号）
25 懲戒に係る権限の濫用禁止	(1) 特定地域型保育事業所の長たる管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第26条の準用（第50条）
26 秘密保持等	(1) 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第27条第1項の準用（第50条）
	(2) 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第27条第2項の準用（第50条）
	(3) 小学校、特定教育・保育施設及び他の特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第27条第3項の準用（第50条）
27 情報の提供等	(1) 教育・保育給付認定保護者の希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業所を選択することができるように、特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第28条第1項の準用（第50条）
	(2) 広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第28条第2項の準用（第50条）
28 利益供与等の禁止	(1) 利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育事業所を紹介することの対償として、金品その他に財産上の利益を供与していないか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第29条第1項の準用（第50条）
	(2) 利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第29条第2項の準用（第50条）

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
29 苦情解決	<p>(1) 教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するなどの必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) (1)の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>(4) 法第14条第1項の規定により市が行う次の事項に応じ、協力し、改善しているか。</p> <p>①報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じること。</p> <p>②教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力すること。</p> <p>③市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をすること。</p> <p>(5) 市から求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告しているか。</p>	A・B・C	※ (適・要検討・否)		<p>運営基準第30条第1項の準用(第50条)(苦情窓口)</p> <p>運営基準第30条第2項の準用(第50条)(記録)</p> <p>運営基準第30条第3項の準用(第50条)(市への協力)</p> <p>運営基準第30条第4項の準用(第50条)</p> <p>(報告、提出、提示、検査)</p> <p>(調査協力)</p> <p>(必要な改善)</p> <p>運営基準第30条第5項の準用(第50条)(報告)</p>
30 地域との連携等	(1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことにより地域との交流に努めているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		運営基準第31条の準用(第50条)
31 事故発生の防止及び発生時の対応	<p>(1) 事故の発生又はその再発を防止するため、次の①から③の措置を講じているか。</p> <p>①事故が発生した場合の対応、②の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備</p> <p>③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的開催</p> <p>(2) 事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) (2)の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録しているか。</p> <p>(4) 教育・保育給付認定子どもに対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	A・B・C	※ (適・要検討・否)		<p>運営基準第32条第1項の準用(第50条)</p> <p>運営基準第32条第2項の準用(第50条)</p> <p>運営基準第32条第3項の準用(第50条)</p> <p>運営基準第32条第4項の準用(第50条)</p>
32 会計の区分	事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	A・B・C	※ (適・要検討・否)		運営基準第33条の準用(第50条)

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
33 記録の整備	<p>(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 教育・保育給付認定子どもに対する次の①から⑤までに掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しているか。</p> <p>①「(第44条)特定地域型保育の取扱方針」による特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>②「(第12条)特定地域型保育の提供の記録」に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>③「(第19条)教育・保育給付認定保護者に関する市への通知」の市への通知に係る記録</p> <p>④「(第30条)苦情解決」(2)の苦情の内容等の記録</p> <p>⑤「(第32条)事故発生の防止及び発生時の対応」(3)の事故の状況及び事故に際してとった処置の記録</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第49条第1項
34 特別利用地域型保育の基準 ※(1号認定)回答不要(新潟市該当なし)	<p>(1) 特定地域型保育事業者が1号認定子どもに対し、特別利用地域型保育を行う場合には、地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を遵守しているか。</p> <p>(2) (1)により特別利用地域型保育を行う場合には、1号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子ども(特別利用地域型保育を行う場合は2号認定子どもを含む)の総数が利用定員の数を超えていないか。</p> <p>(3) (1)により特別利用地域型保育を行う場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、特定地域型保育事業の運営に関する基準を適用しているか。この場合には、「4.利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の(2)及び「5.あっせん、調整及び要請に対する協力」の(2)は適用しない。</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第51条第1項
35 特定利用地域型保育の基準 ※(2号認定)事業所内保育事業所で該当する場合のみ	<p>(1) 特定地域型保育事業者が2号認定子どもに対し、特定利用地域型保育を行う場合には、地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を遵守しているか。</p> <p>(2) (1)により特定利用地域型保育を提供する場合には、2号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子ども(特別利用地域型保育を行う場合は1号認定子どもを含む)の総数が利用定員の数を超えていないか。</p> <p>(3) (1)により特定利用地域型保育を行う場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、特定地域型保育事業者の運営に関する基準を適用しているか。</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第52条第1項
		A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第52条第2項
		A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第52条第3項

項目	法令	見出し	条項	条文
5(1)	子ども・子育て支援法	(市町村によるあっせん及び要請)	第54条第1項	市町村は、特定地域型保育事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の地域型保育に係る希望、当該満三歳未満保育認定子どもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該満三歳未満保育認定子どもが適切に特定地域型保育事業を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定地域型保育事業の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定地域型保育事業者に対し、当該満三歳未満保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。
			第54条第2項	特定地域型保育事業者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。
12(2)①	子ども・子育て支援法	(地域型保育給付費の支給)	第29条第3項	地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。
		特定地域型保育	第1号	地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額)
			第2号	政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
12(2)②		(特例地域型保育給付費の支給)	第30条第2項	特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
		特別利用地域型保育	第2号	特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
12(2)③		特定利用地域型保育	第3号	特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
21	子ども・子育て支援法	(特定地域型保育事業の基準) 便宜の提供	第46条第5項	特定地域型保育事業者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第四十八条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

	児童福祉法	措置	第24条第6項	<p>市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。</p> <p>第1号 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。</p> <p>第2号 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。</p>
24(1)	児童福祉法	被措置児童等虐待の防止等	第33条の10	<p>この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。</p> <p>第1号 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>第2号 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>第3号 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>第4号 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>
29(4)	子ども・子育て支援法	(報告等)	第14条第1項	<p>市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子ども のための教育・保育給付に係る教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者で あった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p>